

組合ホームページでも随時  
情報発信中です是非ご覧ください

鹿島人材養成事業協同組合

検索

ホームページ  
QRコード→

今年もあとわずかとなりました。一年を振り返りながら年の瀬を感じるこの頃。新しい年を迎える準備であわただしい時期となりますが、体調管理、安全作業にお気を付けください。

来年は新制度「育成就労制度」の申請準備が始まる年となります。随時情報を伝えていますので、よろしくお願ひいたします。

今年一年、技能実習、特定技能へのご理解ご協力をいただきありがとうございました。



### 育成就労制度 最新情報

## ■育成就労制度での転籍の制限期間と待遇向上策について

10月31日と11月14日に有識者会議が行われました。その中で扱われた議題に転籍制限に関する内容がありましたので、現時点での情報を伝えさせていただきます。

◆本人意向による転籍の制限期間については分野別運用方針で決められます。

分野と制限の年数は下記の通りとなります。（2025年11月時点での情報です。）

### ■転籍制限の分野と期間（年数）

|         |    |          |    |         |    |
|---------|----|----------|----|---------|----|
| 介護      | 2年 | ビルクリーニング | 1年 | リネンサプライ | 1年 |
| 工業製品製造業 | 2年 | 建設       | 2年 | 造船・船用工業 | 2年 |
| 自動車整備   | 2年 | 宿泊       | 1年 | 鉄道      | 1年 |
| 物流倉庫    | 1年 | 農業       | 1年 | 漁業      | 1年 |
| 飲食料品製造業 | 2年 | 外食業      | 2年 | 林業      | 1年 |
| 木材産業    | 1年 | 資源循環     | 2年 |         |    |

◆上記の転籍制限期間が2年の分野については待遇向上策が設定されます。

これは転籍制限を長くする代わりに設定されるものです。

内容としては分野で1年目から2年目の昇給率を設定し、その昇給を行うことを基本とすることになります。

具体的な昇給率に関しては今後分野別の協議会で決定していくこととなります。



## ■技能実習生が犯罪に巻き込まれないために

短時間・高収入をうたい、犯罪行為の加担をさせる闇バイトの勧誘や募集などはいまだに収まっておりません。

技能実習生については、日本語のサイトを見ることは少ないからあまり縁がないだろうと思われるがちですが、実際にはそれぞれの母國の人間同士がつながるコミュニティサイトやSNSがあり「小遣い稼ぎ」等と称して闇バイトの情報がある状況となっています。

技能実習生への生活指導の際には次のような内容を指導していただければと思います。

年末年始など  
休暇前に指導を  
お願いします



◆技能実習生は、アルバイトや副業はできません。そのことをまず説明・指導をしてください。

◆「即金支払」「送迎あり」「簡単な手伝い」などの情報には絶対連絡しないようにさせる。

◆「スマホの契約代行」「銀行口座の契約代行」「在留カードの売買」などは犯罪行為であることを伝える。

◆個人情報を確認される場合、答えないように指導する。特に在留カードに関する情報、銀行口座に関する情報など。

## ■火災を防ぐための指導について

寒さが厳しくなる12~2月は、火災の発生件数が多くなる時期でもあります。

出火の要因として「たばこ」「たき火」「こんろ」「電気配線」「ストーブ」が上位を占めています。火事を防ぐために、技能実習生に対しては下記の点について生活指導をお願いいたします。



►寝たばこは絶対にしない、させない ►ストーブの周りに燃えやすいものを置かない

►コンロを使うときはそばを離れない ►コンセントはほこりを清掃し、不必要的プラグを抜く

## ■組合による監査が終了しました(2025年11月度)

11月5日(水)から14日(金)まで実施した「組合による監査」につきまして、お忙しい中監査へのご協力ありがとうございました。

下記内容は今回指摘の多かった事項となります。ご確認いただき、該当する実習実施者の皆様におかれでは、対応をお願いいたします。



■次回の監査は2025年2月を予定しております。

### ●時間外労働45時間超の場合

月ごとに軽微変更届の作成が必要です

月の残業時間が45時間を超える場合は、軽微変更を届出する必要があります。組合への連絡と出勤簿(実習日誌)の提出をお願いします。

### ●時間外労働45時間超年6回まで

36協定の特別条項があっても、時間外労働が月45時間を超えることのできる回数は年6回までとなりますので、必ずご確認をお願いいたします。

### ●書類の備付け状況を確認してください

労災書類、36協定等の備付け書類について、ファイルをご確認いただき、備付けの不備が無いよう確認をお願いいたします。

### ●定期健康診断・特殊健康診断の実施

定期健康診断は1年ごとの実施が必要です。実施のうえ、結果控えの保管をお願いいたします。また、特殊健康診断の必要な作業を実施する場合は、特殊健診の実施と結果控えの保管もお願いします。

### ●残業等の計算ミスについて

残業代の計算時に、割増率や金額の確認をお願いします。特に時間外労働が60時間を超える時間については50%割増となりますので確認をお願いします。

### ●雇用契約の内容変更や宿舎に関する変更があった場合は手続きが必要です

雇用契約や宿舎などに関する変更がある場合には、組合にご連絡ください。

## ■組合へのLineでのご連絡について

弊組合では公式Lineを開設しております。お友達登録の際には、右の登録QRコードをご利用ください。



### ◆公式Lineの利用例

●組合より実習実施者の皆様へお願いする諸書類の送付(責任者講習修了証、36協定書、賃金台帳等)

●技能実習生の顔写真の送付

## 今後の行事予定

|           |                                       |
|-----------|---------------------------------------|
| 12月5日(金)  | 技能実習生配属(インドネシア)                       |
| 12月15日(月) | 技能実習生入国対応(インドネシア)                     |
| 12月16日(火) | 技能評価試験:構造物鉄工作業(基礎級)<br>場所:株式会社エステック   |
| 12月18日(火) | 技能評価試験:工業包装(随時3級)<br>場所:茨城県職業人材育成センター |
| 12月18日(火) | 技能評価試験:塩蔵品製造(上級)<br>場所:海上地区コミュニティセンター |
| 12月19日(火) | 技能評価試験:とび作業(随時3級)<br>場所:若松検定試験場       |



◆組合年末年始休業日のお知らせ 期間:12月27日(土)~1月4日(日)